

# S A I C M国内実施計画

平成 24 年 9 月



# 目次

	頁
第1章 はじめに	1
1. 国内実施計画策定までの経緯	1
2. 計画策定の手続	2
(1)関係者の参加	2
(2)国内における関連計画	3
3. 本国内実施計画の対象について	3
4. 本国内実施計画の構成について	4
第2章 我が国の状況	6
1. 化学物質管理のための法令、法規制以外の仕組み等	6
(1)化学物質管理のための主な法令	6
(2)国際協定への対応	6
(3)国以外の主体による関連の取組の例	7
2. 化学物質の管理に係る取組状況と課題	10
(1)リスクの評価	10
(2)リスクの管理	12
(3)安全・安心の一層の確保	15
(4)国際的な課題への対応	15
第3章 具体的な施策の展開 — 国内実施計画の戦略	17
1. 基本的考え方	17
(1)目標	17
(2)主体間の連携	17
2. 具体的な取組事項	18
(1)科学的なリスク評価の推進	19
(2)ライフサイクル全体のリスクの削減	20
(3)未解明の問題への対応	22
(4)安全・安心の一層の増進	23
(5)国際協力・国際協調の推進	24
(6)今後検討すべき課題	25
第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定	26

## 付属資料

1. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（平成 24 年 8 月改定）目次 27
2. 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画（平成 24 年 8 月改正）目次 28
3. 我が国の化学物質管理のための法令等の仕組み並びに関連主体及びその活動 29

## 第1章 はじめに

「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）」は、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との国際目標、いわゆるWSSD2020年目標の達成に向け、2006年の第1回国際化学物質管理会議（ICCM1）で採択された国際戦略及び行動計画である。

これを受け、我が国では平成18年に策定した第三次環境基本計画においてSAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理を位置づけるとともに、政府内に関係省庁連絡会議を設置し、円滑な連絡調整を図りつつ、関係法令の改正等を通じた化学物質管理施策を推進するとともに、その考え方の普及に努めてきたところである。

今般、2012年9月に開催予定の第3回国際化学物質管理会議（ICCM3）に先立ち、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」の議論を経て、また、パブリックコメントで寄せられた国民各層からの意見等を踏まえつつ、我が国におけるSAICMに沿った化学物質管理に関するこれまでの取組をレビューするとともに、WSSD2020年目標の達成に向けた今後の戦略を示すものとして、SAICM関係省庁連絡会議においてSAICM国内実施計画を取りまとめた。

本国内実施計画は、環境分野については平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画を踏まえ、またそれ以外の化学物質管理に関わる分野、例えば労働衛生等の分野については、それぞれの政策で実施されている具体的な施策や今後の方向性を踏まえ作成したものであり、いわば包括的な化学物質管理にかかる今後の実施計画と位置づけられるものである。

### 1. 国内実施計画策定までの経緯

化学物質管理に関する国際的な目標としては、2002年（平成14年）に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット、WSSD）で採択された実施計画において、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との国際目標、いわゆるWSSD2020年目標が合意されている。この目標の達成に向けた国際戦略及び行動計画として、2006年（平成18年）2月の第1回国際化学物質管理会議（ICCM）では「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）」が採択されており、SAICMに基づき、各国政府、国際機関、産業界、NGO等は様々な取組を進めている。SAICMは、以下の3文書から構成されている。

- ・ ハイレベル宣言（「ドバイ宣言」）（High-Level Declaration）  
2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標に掲げた、30項目からなる政治宣言文。
- ・ 包括的方針戦略（Overarching Policy Strategy）  
SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について記述した文書。
- ・ 世界行動計画（Global Plan of Action）  
SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップしたもの。

2012（平成 24 年）年 6 月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）では、WSSD2020 年目標を再確認するとともに、SAICM の効果的な履行及び強化を求めている。

我が国では、SAICM の採択を受けて、平成 18 年 4 月に閣議決定した第三次環境基本計画において「SAICM に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組むべきこと」とするとともに、同月に、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省から構成される関係省庁連絡会議を設置し、SAICM に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図っている。

SAICM に沿った我が国のこれまでの主な取組としては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）の改正（平成 21 年改正、平成 23 年度全面施行）や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）に基づく PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）の見直し（平成 23 年度全面施行）等を行った。

また、SAICM の国際的な実施への貢献としては、SAICM の進行管理を行う国際化学物質管理会議（ICCM）のアジア太平洋地域代表を務めるとともに、化学物質管理の能力強化に関する支援等を行ってきた。

平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画では、引き続き、「SAICM に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む」とともに、「関係府省が連携し、国民、事業者、学識経験者等の様々な主体の意見を反映しつつ国内実施計画を策定・実施するとともに、国際的な SAICM の実施にも貢献する」こととされた。

このような内外の動向を踏まえつつ、SAICM 国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で有益であるとの認識の下、SAICM 関係省庁連絡会議は、WSSD2020 年目標の達成に向けた我が国の今後の戦略を示す SAICM 国内実施計画の策定作業を進め、今般、本国内実施計画を取りまとめた。

## 2. 計画策定の手続

本国内実施計画の策定にあたり、SAICM 関係省庁連絡会議は、包括的方針戦略の第 22 パラグラフ<sup>1</sup>を踏まえ、（1）関係者の参加を確保するとともに、（2）国内における既存の関連計画について考慮することとした。

### (1) 関係者の参加

本国内実施計画は、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」（平成 23 年度設置）の議論を経て、また、平成 24 年 7 月から 8 月に実施したパブリックコメントで寄せられた意

<sup>1</sup> 包括的方針戦略の第 22 パラグラフ：「(中略) SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナル・プロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。」

見等を踏まえて、策定された。

## (2) 国内における関連計画

### ○環境基本法に基づく環境基本計画

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 15 条において、政府は、「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」について環境基本計画を定めることとされている。平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画では、重点分野の一つとして「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」が位置付けられている。このため、本国内実施計画のうち環境分野に係る記述は、第四次環境基本計画を踏まえつつ、我が国の SAICM 実施に係る具体的な施策を盛り込んだものと位置付けた。

### ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画

我が国における SAICM 実施のうち、残留性有機汚染物質（以下「POPs」という。）に係る施策については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」（平成 17 年 6 月策定、平成 24 年 8 月改定）によることとする。

### ○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画

POPs のうち、非意図的に生成されるダイオキシン類の排出削減に係る施策については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（平成 12 年 9 月策定、平成 24 年 8 月改正）によることとする。

## 3. 本国内実施計画の対象について

（対象範囲）

包括的方針戦略は、SAICM の対象範囲を以下のとおり規定していることから、本国内実施計画も同様の対象範囲を取り扱うこととする。

3. SAICM は、持続可能な発展を促進し、また、製品中を含むライフサイクル全般において化学物質を対象とするという観点をもって、下記を含む対象範囲をもつ<sup>2</sup>。
  - (a) 化学物質の環境、経済、社会、健康及び労働面からの安全性
  - (b) 農業用化学物質と工業用化学物質

本国内実施計画における具体的な記述に際しては、環境分野については、前述のとおり、第四次環境基本計画の重点分野である「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」を踏まえつつ、化学物質と環境に関する政策対話の議論を経て、また、パブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえつつ、具体的な施策を記述した。SAICM の対象範囲のうち第四次環境基本計画では扱われていない範囲（例：労働安全衛生、家庭用品の安全対策、シックハウス（室内空気汚染）対策）については、化学物質と環境に関する政策対話の議論を経て、また、パブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえつつ、具体的な施策を記述した。

<sup>2</sup> 包括的方針戦略の第 3 パラグラフの脚注：化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、SAICM はその化学物質・製品に適用されない。

(対象期間)

SAICM は WSSD2020 年目標の達成に向けた国際戦略及び行動計画であることから、本国内実施計画においても、WSSD2020 年目標の達成に向けた我が国の取組を記述することとした。

#### 4. 本国内実施計画の構成について

第 1 章「はじめに」では、本国内実施計画策定までの経緯、計画策定の手続、計画の対象、計画の構成について記述した。

第 2 章「我が国の状況」では、化学物質管理に係る我が国の現状について、「化学物質管理のための法令及び法規制以外の仕組み」（第 2 章 1.）及び「化学物質の管理に係る取組状況と課題」（第 2 章 2.）を整理した。

第 3 章「具体的な施策の展開 — 国内実施計画の戦略」の 1. 「基本的考え方」では、本国内実施計画の「目標」と「主体間の連携」について記述した。本国内実施計画は国が自ら実施する施策を取りまとめたものであるが、包括的方針戦略及び世界行動計画に示されているとおり、SAICM の実施には、国と、地方公共団体・国民・NGO/NPO・労働者・事業者等、様々な主体の連携が必要不可欠である。これらの連携のために国が取り組むべき役割と、各主体に期待される役割を「主体間の連携」として記述した。第 3 章 2. 「具体的な取組事項」では、個別の施策又はその方向性を、現時点で可能な限り具体的に記述している。特に中長期的に取り組むべき事項については、今後検討すべき課題（第 3 章 2. (6)）として取りまとめている。

第 4 章では、本国内実施計画の実施状況の点検と改定について記載した。



# SAICM国内実施計画の概要

## 【化学物質管理におけるこれまでの取組と課題】

- SAICMIに沿った国際的な観点に立った化学物質管理の推進
  - 環境分野(環境基本計画、化審法、化管法など)、労働安全衛生、家庭用品の安全対策などそれぞれの分野における化学物質管理を実施
- 一方で、化学物質の安全性に対する国民の不安への対処、リスク評価・管理における各種取組の一層の連携・強化などが求められている。

様々な主体の関与（化学物質と環境に関する政策対話における議論）

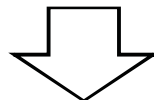


国民各層の意見反映（パブリックコメントの実施）

## SAICM国内実施計画＜包括的な化学物質に関する今後の戦略＞策定

- 科学的なリスク評価の推進
- ライフサイクル全体のリスクの削減
- 未解明の問題への対応
- 安全・安心の一層の増進
- 国際協力・国際協調の推進
- 今後検討すべき課題

● 2015年に開催予定のICCM4に先立ち、実施状況の点検と結果の公表



● ICCMIにおける議論等に対応し、必要に応じて、国内実施計画を改定

WSSD2020年目標の達成へ

図1. SAICM国内実施計画の概要

## 第2章 我が国の状況

### 1. 化学物質管理のための法令、法規制以外の仕組み等

我が国における、化学物質管理のための法令、法令に基づく手続き、条約への対応及び法規制以外の取組の例等については以下のとおりである（詳細は付属資料 3 を参照）。

#### (1) 化学物質管理のための主な法令

我が国における化学物質管理に係る主な法令の一覧とその概要は、付属資料 3 の表 1 のとおりである。そのうち、本国内実施計画に関連する取組を記述している主な法令は、以下のとおりである。

なお、化学物質管理を主たる所掌としている、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の関係課室の所掌並びに独立行政法人の業務、並びに関連する産業界、公益団体及び研究機関による活動の概要については、付属資料 3 に示した。

(リスクの評価に係るもの)

- ・ 化学物質審査規制法（昭和 48 年法律第 117 号）
- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）

(リスクの管理に係るもの)

- ・ 化学物質審査規制法（再掲）
- ・ 農薬取締法（再掲）
- ・ 労働安全衛生法（再掲）
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号。以下「家庭用品規制法」という。）
- ・ 化学物質排出把握管理促進法（平成 11 年法律第 86 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 廃棄物特別措置法」という。）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（再掲）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

#### (2) 国際協定への対応

化学物質管理に係る国際協定であって我が国が加入しているものの一覧は、付属資料 3 の表 5 のとおりである。このうち、本国内実施計画では、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ストックホルム条約、POPs 条約）、国際貿易の対象となる特定の有

害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（ロッテルダム条約、PIC 条約）、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）等に係る取組について記述している。

### (3) 国以外の主体による関連の取組の例

化学物質の管理のための、法規制以外の取組の例としては、以下のものがある。

#### ○地方公共団体の取組例

##### ・ 条例等による取組

地方公共団体においては、化学物質排出把握管理促進法や大気汚染防止法等に基づく対策に加えて、地域の状況に応じた条例の制定・施行等により化学物質対策を行っているところがある。具体的には、PRTR 制度に加えて、条例等により、届出項目、対象事業者、対象化学物質等について追加、上乘せ等をした独自の届出、化学物質管理計画、管理目標等の作成・届出、管理目標等の達成状況の届出等を義務づけている地方公共団体がある。また、事故・災害時における化学物質のリスク低減を目的とした条例・指針等の策定、事業者への普及啓発等を実施している地方公共団体もある。

##### ・ リスクコミュニケーションに係る取組

PRTR 制度に基づき事業者から届出されている対象化学物質の排出量の地域ごとの集計、排出量と環境濃度との関係についての公表等の取組を行っている地方公共団体がある。また、地元住民の化学物質に関する理解や、中小事業者を含めた地域の事業者の化学物質対策への理解を深め、地域における化学物質によるリスクの低減に向けた関係者の意識を高めるため、地元住民、事業者及び行政が参加する対話の場の設置、セミナーの開催、リスクコミュニケーションの必要性や進め方等についての討論会の開催等により、リスクコミュニケーションを推進している地方公共団体もある。

#### ○産業界等の取組例

##### ・ レスポンシブル・ケア

一般社団法人日本化学工業協会（日化協）は、平成 2 年に「環境・安全に関する日本化学工業協会基本方針」を策定し、平成 7 年、レスポンシブル・ケア活動の推進母体として、化学物質を製造し、又は取り扱う企業が中心となり日本レスポンシブル・ケア協議会（JRCC）を設立した。日化協は、平成 4 年より PRTR に関するデータ取得の標準化を自主的に進め、平成 9 年より当局に対し、排出量の集計データを報告してきている。

##### ・ 新たな化学物質管理の活動（JIPS）

JIPS（Japan Initiative of Product Stewardship）とは、ICCA（国際化学工業協会協議会）の国際的な化学品管理戦略 GPS（Global Product Strategy）に基づき日本化学工業協会が推進する、国内産業界の自主的取組である。GPS は、2006 年の国連の化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）の決定を受けて、ICCA 理事会で決定された化学品管理の新たなフレームワークであり、これにより 2020 年までにリスクベースの化学品管理を進め、その管理をライフサイクル全体に渡って拡大していくことでリスクを低減する、“プロダクトスチュワードシップ”を発展させることにより、化学産業

に対する行政と社会の信頼を得ることを目指している。

- ・アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium）

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）は、2006年、業界横断的な製品管理の取組を推進する主体として設立された。アーティクルが含有する化学物質情報のサプライチェーンにおける適切かつ円滑な管理と情報の授受や開示の仕組みの具体化と共通化、特に川中の中堅・中小企業による含有化学物質情報管理を促進するために、管理対象物質リストの維持管理、情報伝達様式 JAMP AIS /MSDSplus の普及促進を進めている。

国内のみならず、タイ、マレーシア、韓国、台湾、中国等アジアの主要団体とも連携し、共通の仕組み利用のためのセミナーや人材育成の充実・強化を推進している。

- ・グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI: Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）は効果的な調査方法によって電気・電子機器製品の部品や材料に含有される化学物質の情報開示を標準化する目的で、2001年に発足した任意団体である。含有化学物質情報開示の業界ガイドラインである JIG（Joint Industry Guideline）を欧米の工業団体と作成しており、国際規格 IEC 62474 の発効（平成 24 年 3 月）に伴い当該標準化活動を検討の母体である IEC TC111 に引き継ぐ計画である。

- ・有害大気汚染物質に関する事業者による自主管理計画

平成 8 年 5 月に改正された大気汚染防止法において、事業者の責務として有害大気汚染物質の排出状況を把握し、排出抑制に必要な措置を講ずることとされたことから、産業界においては、平成 9 年度から 3 年間にわたり 13 物質の有害大気汚染物質の排出削減を行う業界ごとの自主管理計画を策定し、実施した。また、第 2 期計画として、平成 13 年度から平成 15 年度まで、12 物質について自主管理計画を策定し、実施するとともに、環境基準達成率の低いベンゼンについては高濃度地域を対象とした地域自主管理計画を策定した。これらの取組により、大幅な排出削減と大気環境の改善を達成した。

- ・家庭用品における安全衛生自主基準の作成

家庭用品について、安全衛生の一層の向上のため各業界団体において安全衛生自主基準を作成している。なお、当該安全衛生自主基準は、国内の法令遵守はもとより、消費者の安全性確保を最優先に製品本来の特性が十分に発揮されるよう策定されており、製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容等を明示することを含んでいる。なお、平成 24 年 8 月現在で、ウェットワイパー類、芳香・消臭・脱臭剤、家庭用カビ取り剤・防カビ剤、綿棒、生活害虫用殺虫剤、洗浄剤、家庭用シミ抜き剤、漂白剤、コンタクトレンズケア製品、繊維・皮革・毛皮製品（特定芳香族アミン）について安全衛生自主基準が作成されている。

- ・官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：「Japan チャレンジプログラム」）

2005 年（平成 17 年）6 月より「産業界と国の連携により、既存化学物質の安全性情

報の収集を加速し、化学物質の安全性情報を広く国民に情報発信すること」を目標として取組を進めてきた。平成 23 年 4 月に全面施行された改正化学物質審査規制法では、製造・輸入数量が 1 トン以上の化学物質全てについて、法に基づき着実にスクリーニング評価・リスク評価において有害性情報等の収集が行われる仕組みが構築されたため、平成 24 年度末で終了するとともに、平成 25 年度以降は、改正化学物質審査規制法の枠組みにおけるスクリーニング評価・リスク評価へ移行し、Japanチャレンジプログラムで得た有害性情報を活用しつつ安全性を評価することとなっている。なお、Japanチャレンジプログラムの成果については厚生労働省、経済産業省、環境省のホームページで公開している。

・製品の製造工程における化学物質の排出量削減に係る取組

PRTR対象化学物質の排出削減に向けて、製品の製造工程における作業順序の効率化、メンテナンスの充実等を含む化学物質の工程の管理・運用上の改善、製造装置の変更、排ガス処理装置・排水処理装置の設置等、PRTR対象化学物質の低含有率材料への変更や無溶剤材料への変更を行い、原材料の転換等を行っている事業者がある。

○NGO/NPO の取組例

我が国には化学物質に関する情報提供、普及啓発等の活動を行っている団体が数多くある。例えば、NPO 法人有害化学物質削減ネットワークは、PRTR 情報を活用した有害化学物質の削減に取り組んでおり、ホームページ上で様々な検索方法で PRTR 届出情報の閲覧や比較を行うことができる PRTR 検索データベースを作成している。

また、エコケミストリー研究会は、PRTR 対象化学物質の「用途や毒性・物性」等の PRTR 情報をホームページ上にわかりやすく掲載している。

## 2. 化学物質の管理に係る取組状況と課題

現代社会では、多種多様な化学物質が我々の生活に利便をもたらしているが、その中には人の健康や環境への影響が懸念されるものもある。化学物質は、その製造・輸入・加工、化学物質又は化学物質を使用した製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクルの各過程で環境に排出される可能性があり、また、ものの燃焼等により非意図的に生成されるものもある。さらに、化学物質の環境中の存在状況や、有害性等の性状も一様ではない。このため、化学物質に固有の有害性の程度と人や生物へのばく露のレベルを考慮し、人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（リスク）を科学的に評価し、その結果に基づきリスクをできる限り低減し、また、その過程において関係者が正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることを基本として化学物質対策を進める必要がある。

さらに、このような化学物質のリスクをトータルで削減していくためには、そのライフサイクルの各段階において、様々な対策手法を組み合わせた包括的なアプローチを戦略的に推進することが重要である。

化学物質を幅広く取り扱う主な法律としては、我が国では①化学物質審査規制法及び②化学物質排出把握管理促進法が制定されており、①で化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うとともに、②で化学物質の排出管理について、事業者の自主的な管理の改善を促進し環境汚染の未然防止を図ることで、化学物質の包括的な管理を進めている。SAICM に沿った我が国のこれまでの主な取組としては、平成 21 年に①の化学物質審査規制法を改正し、平成 23 年から、既存化学物質も同法の届出の対象とし、スクリーニング評価により優先評価化学物質を絞り込んだ上でリスク評価を実施するという、効果的・効率的、かつ包括的な化学物質管理体系を導入するとともに（2.（1））、②の化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の見直しでは、平成 21 年から化学物質の環境への排出量等の個別事業所データの公表及び開示を行うとともに、対象物質や対象業種の見直しを行い（2.（2））、平成 22 年度のデータから適用した。また、平成 24 年には「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」の導入を目的として SDS（安全データシート）<sup>3</sup>制度を改正した。

これらを含め、これまでの化学物質の管理に係る我が国の主な取組状況と、今後の課題は以下のとおりである。

### (1) リスクの評価

(主な取組状況)

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染等に係る環境基準が設定されている。また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境基準及び耐容一日摂取量が設定されている。さらに、環境基準が設定されていない物質についても、必要に応じて、有害大気汚染物質に係る指針値、公共用水域及び地下水における

<sup>3</sup> 安全データシートは、SDS、MSDS 等と表記され、日本においては従来 MSDS と表記していたが、本計画では国際整合の観点から、GHS で定義されている SDS に統一する

要監視項目の指針値等が設定されている。このように、化学物質について、必要に応じて環境基準等が設定されている。

新たに製造・輸入される一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、事業者による届出を国が事前に審査し、必要に応じて規制措置を講じている。同法制定時（昭和48年）に製造・輸入されていた既存化学物質については、国が自ら安全性評価を行い、必要に応じて規制措置を講じるとともに、産業界と国が連携して、経済協力開発機構（OECD）の高生産量化学物質プログラムへの参加等により、安全性評価の加速化を図ってきた。平成21年には化学物質審査規制法を一部改正し、平成23年度から既存化学物質も届出の対象とし、スクリーニング評価を実施した結果、これまでに優先評価化学物質が95物質指定されている（平成24年8月現在）。それらのうち、平成23年4月1日に優先評価化学物質に指定され、製造・輸入数量の全国合計値が10t以上であった86物質について、「リスク評価（一次）評価Ⅰ」を行い、その結果を平成24年7月に公表した。また、平成24年7月にスクリーニング評価を行った結果、新たに46物質が年内に優先評価化学物質に指定される予定である。

今後もスクリーニング評価を継続し、優先評価化学物質を追加するとともに、リスク評価を行うこととしている。

農薬については、農薬取締法に基づき、事業者による登録申請を受けて国が事前に審査し、リスク評価を行っており、水産動植物への被害防止や水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方法の改善等を図りつつ、これら基準の設定を順次進めてきた。

職場における労働者の安全と健康の確保の観点からは、労働安全衛生法により、新規化学物質については製造・輸入事業者に対して有害性の調査及び調査結果の届出を義務付け、国は調査結果について学識経験者から意見を聴取し、必要に応じ労働者の健康障害防止措置について指導を行っている。また、既存化学物質については、労働安全衛生法に基づく事業者からの有害物ばく露作業報告及び収集したばく露関係情報等をもとに、発がん性等の有害性を有する化学物質について、労働者の健康障害に係るリスク評価を行っている。評価の結果、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、同法に基づく特別規則による規制等を行っている。

リスク評価の前提としては、有害性情報の収集・評価に加え、化学物質の環境中の残留状況の把握と、それに基づくばく露評価が必要不可欠である。このため、化学物質環境実態調査、有害大気汚染物質モニタリング調査、公共用水域及び地下水の水質測定、農薬残留対策総合調査等、各種の調査・モニタリング等を実施するとともに、濃度予測モデル等の高度化を進めつつ、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度により得られる排出量等のデータのばく露評価への活用を進めてきた。特に、昭和49年から実施している化学物質環境実態調査については、その調査結果が化学物質審査規制法やPRTR制度を始めとする関連施策に有効に活用されるよう、これまでに数次にわたり調査体系の見直しを行っており、現在は、初期環境調査、詳細環境調査及びモニタリング調査の3つの体系を基本として調査を実施し、平成22年度までに1,222物質の残留状況を把握している。また、POPsについては、POPs関連汚染物質に関する国内存在状況の監視及びPOPsの廃絶・削減に向けた施策の効果を確認することを目的として、平成14年度から、化学物質

環境実態調査の中のモニタリング調査において、経年的な環境残留状況の監視に取り組んでいる。

リスク評価の手法については、OECD等の枠組みで国際連携を図りつつ、①化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法（「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 ― EXTEND2010―」（平成22年7月、環境省）に基づく取組、厚生労働科学研究等）の開発、②定量的構造活性相関（QSAR）、カテゴリーアプローチ及びトキシコゲノミクス等の新たな手法の開発（厚生労働科学研究、経済産業省研究開発費等）、③農薬の環境影響をより的確に評価するための新たなリスク評価手法の開発が進められている。

（今後の課題）

WSSD2020年目標の達成に向けては、今後、我が国の高い技術力を強みとして、官民が連携しつつ、有害性情報・ばく露情報の一層の収集・活用、各種のモデル・手法の高度化等を進め、リスク評価をより一層加速化することが必要である。また、化学物質及び化学物質を使用した製品のライフサイクルにわたるリスクの最小化に向け、評価手法を更に高度化していくことが必要である。

## （2）リスクの管理

（主な取組状況）

化学物質は多様な用途に用いられ、その有害性や環境中での挙動も一様でないだけでなく、ライフサイクルの各段階で環境に排出される可能性がある。このため、化学物質の特性に応じて、ライフサイクルの各段階で、事業者による自主的取組手法、様々な主体による情報公開・共有とそのため基盤整備といった情報的手法、製造・使用・排出・廃棄等の各段階での規制や土壌汚染に係るばく露の防止や汚染の除去等の規制的手法等、様々な対策手法を組み合わせた包括的なアプローチによりリスク管理に取り組む必要がある。

一般用途（工業用）の化学物質及び農薬の製造・輸入・使用については、それぞれ化学物質審査規制法及び農薬取締法により規制措置を講じてきている。前述のとおり、平成21年には化学物質審査規制法が一部改正され、既存化学物質も含めた包括的な化学物質管理制度が平成23年度より導入された。具体的には、既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課すとともに、国は、届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を優先度を付けて絞り込み、評価を行うこと等の仕組みが導入された。

農薬については、農薬取締法に基づき、人畜や水産動植物に有毒な農薬には、その旨を農薬ラベルに表示するよう義務付けている。また、農薬の使用法や使用上の注意事項を表示し、農業者等に対してその遵守の徹底を図っている。さらに、農薬の製造者等に対して、毎年、製造数量等を農林水産大臣に報告するよう義務付けている。

化学物質による労働災害の防止については、化学物質の危険有害性情報が不可欠であることから、化学物質の譲渡提供時における危険有害性情報の容器等への表示及び危険有害性情報を記載した文書（安全データシート）の交付を推進している。法令に基づく義務としては、労働安全衛生法に、昭和47年に表示に係る規定を、平成12年に文書交付に係



る規定を、それぞれ制定し、その後、対象物質を適宜追加している。また、平成 24 年には労働安全衛生規則の改正により、上述の義務の対象となる物質以外の化学物質であって、GHS（第 2 章 2（4）参照）の分類にクラス・区分等が定められた危険有害性を有する物質について、譲渡提供時の表示及び文書交付を努力義務とした。また、重篤な健康障害を生ずる恐れのある化学物質については、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則により、労働者の健康障害を防止するための具体的な措置を事業者に義務付けている。

家庭用品の製造・輸入・販売については、家庭用品規制法により規制措置を講じてきており、家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法において、繊維製品、洗浄剤、ガーデニング用木材等について化学物質の規制基準を定めている。

また、家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」（平成 9 年、厚生省）を踏まえ、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を各種の製品群ごとに作成している。

化学物質等による室内空気汚染対策（いわゆる「シックハウス問題」）については、平成 12 年 4 月から平成 14 年 1 月にかけて、計 9 回にわたり、シックハウス問題のうち、特に室内空気汚染問題に関して、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」を開催し、汚染実態調査の結果を含む当時の各種の最新の知見に基づき、室内濃度指針値の設定等、今後の対策の検討を行ってきた。また、当該指針値は国内の室内空気環境に係る様々な施策に活用されている。

事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進や、環境保全上の支障の未然防止については、化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度及び SDS 制度が規定されている。PRTR 制度に基づき事業者から届出されている対象化学物質の排出量は全体として低減傾向にある。PRTR 制度については、平成 20 年に化学物質排出把握管理促進法施行令に規定する対象物質や対象業種等の見直しを行い、平成 23 年度から全面施行している。また、SDS 制度では、事業者間において譲渡・提供される指定化学物質等について、性状及び取扱いに関する情報の提供が規定されている。平成 24 年 4 月に GHS の導入を目的とした SDS 制度の改正を行い、指定化学物質等については、SDS の提供義務に加えて、新たにラベル表示の努力義務を規定したほか、指定化学物質等取扱事業者は、日本工業規格 Z7252（GHS に基づく化学物質等の分類方法）及び Z7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることとした。

特にリスクが高い物質については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による排出規制を講じている。大気汚染防止法では、鉛、カドミウム、塩素、塩化水素等について、ばい煙として排出規制がされている。また、それ以外の物質については、有害大気汚染物質として事業者による自主的取組がなされている。有害大気汚染物質については、平成 22 年 10 月の中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直しが行われるとともに、有害大気汚染物質のリスクの程度に応じた対策のあり方に

ついて、国、地方公共団体及び事業者の各主体の取組が明確になるよう整理された。また、地下水汚染事例が依然として継続的に確認されていることを踏まえて、平成 23 年には水質汚濁防止法を一部改正し、工場・事業場に起因する地下水汚染を未然に防止するための制度が強化された。

土壌中に残留する化学物質による健康リスクについては、土壌汚染対策法に基づき、特定有害物質を取り扱う施設の廃止時等において調査を実施し、その結果基準を超過した場合には、必要に応じてばく露の防止や汚染の除去等の措置を講じており、平成 21 年度には法改正を行い、汚染の把握と処理による汚染の拡散防止策を強化した。

有害な化学物質を含む廃棄物については、廃棄物処理法及び PCB 廃棄物特別措置法等に基づき、適正処理を推進している。廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、排出の段階から処理までの間、特に注意を要する廃棄物を「特別管理廃棄物」として、通常の廃棄物とは別に処理基準を定めている。また、循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）では、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分を推進するため、環境基本法第 8 条第 2 項<sup>4</sup>に掲げられた事業者の責務の考え方に基づき、製造者による自主的な取組を促進するとともに、有害物質の適正な回収・再生利用・処分の仕組みを整備することとされた。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出規制、汚染土壌に係る措置等の包括的な対策を進めている。

地方公共団体における取組としては、法の着実な施行に加え、地域の状況に応じた条例の制定・施行、中小事業者を含めた地域の事業者や地元住民を対象とした普及啓発及びリスクコミュニケーションの推進等の先進的な取組も見られる。

事業者による自主的な取組としては、化学産業の各企業が、化学物質のライフサイクル全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、社会との対話・コミュニケーションを行うレスポンシブル・ケア活動を展開しており、近年は特にサプライチェーン全体の包括的管理の推進及びリスク情報の公開と共有（GPS/JIPS: Global Product Strategy/Japan Initiative of Product Stewardship）に力を入れている。リスク情報の公開と共有（GPS/JIPS を含む）の取組については、国際的な連携や調和も視野に入れつつ、内容の整備・充実が進められている。このように、規模や特性の異なる多くの企業が、化学物質に関する自主的な取組を進めてきており、こうした活動は、国際的にも我が国の事業者の信頼性を高める結果となっている。家庭用品については、各業界団体において安全衛生自主基準を作成し、安全性に優れた製品の開発や消費者に対する製品情報の提供を進めている。また、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質については、事業者による自主管理の推進等の成果として、大気への排出量及び大気中の濃度は概ね減少してきている。

（今後の課題）

<sup>4</sup> 環境基本法第 8 条第 2 項：事業者は、基本理念ののっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

これまでの取組により、特にリスクが高い化学物質については一定の成果をあげてきたが、WSSD2020年目標を達成するためには、リスクが懸念される化学物質をより幅広く対象として、化学物質の製造・使用から排出・廃棄に至る様々な段階において、各種の取組を一層効率的、効果的に運用していくことが必要である。今後は、関係法令の円滑な施行及び事業者による自主的な取組を一層推進するとともに、環境保全や消費者・労働者保護のための関係法令・制度間の連携を強化し、影響を受ける側の視点に立った対策を進めていくことが必要である。

### (3) 安全・安心の一層の確保

#### (主な取組状況)

国民の安全・安心の確保に向けては、関係者が化学物質のリスクに関する情報・知識を共有し、共通の理解と信頼関係を構築することが重要である。このような観点から、前述のとおり、地方公共団体における取組や、事業者によるレスポンシブル・ケア活動、GPS/JIPS等により、社会との対話・コミュニケーションや情報公開・共有等が進められている。また、国は、データベース等を通じた情報提供、分類・表示の推進、リスクコミュニケーションに係る場の提供、人材育成等、各種の基盤整備を行っている。地方公共団体においても、事業者及び住民への普及啓発並びに地域におけるリスクコミュニケーションの推進や、条例等による地方の実情に応じた化学物質管理の取組が行われている。しかしながら、平成22年6月に国が実施した「身近にある化学物質に関する世論調査」では、66.9%が身近にある化学物質の人の健康や動植物に対する安全性について「不安があるものが多い」と回答する等、今後一層の取組が必要な状況にある。

国民の安全・安心の確保のためには、予防的な視点から、未解明の問題に対応していくことも必要である。このため、国においては、化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法の確立のための取組、ナノ材料に係る各種ガイドラインの策定や評価手法確立のための取組、子どもの健康と環境に関する調査(子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)等)等、国際的にも最先端の研究・調査を進めているほか、これらの関連研究も含め、厚生労働科学研究、環境研究総合推進費等により新たな課題に関する調査・研究を進めている。また、産業界においては、日化協が「人の健康や環境に及ぼす化学物質の影響」に関する研究を長期的に支援していく自主活動/長期自主研究(Long-range Research Initiative : LRI)を推進している。

#### (今後の課題)

化学物質の安全性に対する国民の不安に対処するため、今後は、未解明の問題への対応状況等に関する情報を含め、化学物質のリスクに関する情報をわかりやすく提供しつつ、リスクコミュニケーションを一層推進し、国民の理解を高めていく必要がある。

また、化学物質の有害性情報について、サプライチェーンの労働者や最終消費者まで適切に伝達・提供するため、労働者保護、消費者保護、環境保護の観点を含めた統一的なGHS表示や成型品を含めた情報提供の進め方等の検討が求められている。

### (4) 国際的な課題への対応

#### (主な取組状況)

経済のグローバル化が進む中、化学物質は様々な国で製造・使用され、また貿易等で移動するため、その管理手法には国際協力・協調が求められており、**SAICM** に沿って、各国政府、国際機関、産業界、**NGO** 等が様々な取組を進めている。我が国も前述の化学物質審査規制法や **PRTR** 制度の見直し等を行うとともに、**SAICM** に関するセミナーを開催し、関係者間で情報交換・意見交換を行い、**SAICM** の普及に努めている。また、化学物質管理に関する能力構築として、タイ及びブータンにおける化学物質管理政策立案及び実施の支援等を実施するとともに、**ICCM** でアジア太平洋地域代表として副議長を務める等、**SAICM** の国際的な実施に貢献している。

個別の分野では、**POPs** 条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約等の国際条約に基づき所要の措置が講じられてきている。また、2010年より水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会が開催され、2013年の条約採択を目指した交渉が進められており、我が国は交渉に積極的に参加している。2003年に国連が発出した **GHS** については、化学物質の危険有害性に関する情報について、事業者が国際的に共通した分類や表示を行うことを促進するため、化学物質排出把握促進法及び労働安全衛生法に基づく法令改正等の所要の措置を講じたほか、国は **GHS** に沿った分類結果の公表や、**GHS** の日本工業規格化 (**JIS** 化) 等の取組を進めており、化学物質の危険有害性情報の伝達等に関する国際動向に対応して、引き続き取組を進める必要がある。また、一部の業界では自主的な表示に着手している。このほか、我が国は、**OECD** 等による化学物質の試験方法の開発や情報共有に積極的に参加している。

近年急速な経済成長を遂げているアジアの新興国・途上国では、化学製品の生産量も増加傾向にあるが、化学物質対策のための技術が必ずしも十分に普及していない場合や、制度が構築されていても実施が不十分な場合がある等の指摘がある。我が国とアジア諸国は経済的にも密接な関係にあり、また、現地での環境汚染や我が国への越境汚染が喫緊の課題となっていることから、化学物質対策の分野においてもアジア諸国との連携・協力は極めて重要である。このため、我が国は、多国間及び二国間の様々な枠組みにより、官民が連携しつつ、アジア諸国との対話、制度の構築及びその実施、技術協力、人材育成への支援等の協力を重層的に進めている。

#### (今後の課題)

今後は、**SAICM** に沿って、関連の国際条約及び **OECD** 等の枠組みにより、引き続き国際的な観点に立った化学物質管理に積極的に取り組むとともに、我が国の経験・技術を活用してアジア諸国との協力を一層推進することにより、各国の能力向上を促進することが必要である。

## 第3章 具体的な施策の展開 — 国内実施計画の戦略

### 1. 基本的考え方

#### (1) 目標

第2章を踏まえ、化学物質のリスクを低減することにより、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会を実現するため、以下を目標として取組を進める。

##### ①WSSD2020年目標の達成

「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」とのWSSD2020年目標を達成すること。

##### ②「包括的な化学物質対策」の確立と推進

国民の健康や環境を守るとの視点に立って、また、労働者の健康、子どもや妊婦等の脆弱な集団の健康や、影響を受けやすい環境に対する悪影響を防止するとSAICMの考え方を踏まえ、製造・使用から廃棄に至る化学物質のライフサイクル全体を通じたリスクの低減、未解明の問題への対応等を含め、様々な対策手法を組み合わせつつ、また、関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進しつつ、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ること。

##### ③様々な主体によるリスク低減のための行動

消費者、労働者、事業者、民間団体、行政等の様々な主体が、化学物質のリスクについての理解と相互の信頼を一層深め、自らの役割を自覚しながら、リスク低減のための行動をとること。

##### ④国際協力・国際協調の一層の推進

化学物質管理に関する国際協調・国際協力を一層推進すること。また、我が国が化学物質の安全性の確保のための国際的な取組に多大な貢献を行うこと。

#### (2) 主体間の連携

上記の目標の達成に向けて取組を進めるには、①本国内実施計画の実施主体である国と、化学物質対策に関連する、②地方公共団体、③国民、④NGO/NPO、⑤労働者、⑥事業者等、様々な主体の連携が必要不可欠である。その際、各実施主体に期待される役割は以下のとおりである。

① 国は、研修機会の充実等を通じて、化学物質のリスク評価等を担う人材育成や各種の支援策を講じることにより、地方公共団体、国民、NGO/NPO、労働団体及び事業者による取組の基盤を整備するとともに、リスクの評価・管理を含めたリスク低減のための制度の構築・運用に取り組む。国は、リスクコミュニケーションや様々な機会を通じた環境教育等、地域における取組を推進するための支援策や基盤整備を進める。また、

SAICM において、政策決定プロセスへの多様な主体の参加と透明性の確保が重要であるとの考え方が示されていることを踏まえ、国民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体の対話の場を設け、意見交換・合意形成を推進する。

- ② 地方公共団体は、地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすことが期待される。
- ③ 国民は、表示等の情報媒体により、各主体からの化学物質のリスクに関する的確な情報の入手と理解に努め、消費者として、健康影響のおそれや環境負荷の少ない商品の選択や廃棄物の適正な処理等、自らの生活で使用する化学物質に関する健康へのリスクや環境負荷を低減し、リスクを回避するための行動につなげることが期待される。
- ④ NGO/NPO は、各主体に対して、化学物質のリスクに関する客観的でわかりやすい情報提供やアドバイス等、積極的な取組を自ら行うとともに、国民、事業者、行政等の各主体による活動のつなぎ手となることが期待される。
- ⑤ 労働者は、危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質の製造又は取扱い等の作業に従事するに当たって、法規制を遵守するとともに、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力することが期待される。同時に、職場での危険や健康不安のおそれがある場合、事前に事業者と協議し災害を未然に防止するように努めていく。また、農薬を取り扱う農業者等は、農薬の使用に当たり、人畜に危険を及ぼさないようにすること等の責務を有しており、農薬を適正に使用する。
- ⑥ 事業者は、製造、輸入、販売、使用、廃棄等を行う際に、関係法令を遵守するだけでなく、自主的な化学物質のリスクの評価・管理、情報提供、地域住民との対話等に取り組むことが期待される。特に、化学物質や製品を安全に使用するために必要な健康及び環境への影響等に関する情報が、消費者も含めた関係者に入手可能となるよう、積極的に取り組むことが期待される。具体的には、法規制を遵守するとともに、行政と連携しつつ、レスポンスブル・ケア活動、JIPS、家庭用品における安全衛生自主基準の作成等の自主的な取組を引き続き推進することが期待される。

## 2. 具体的な取組事項

第2章及び SAICM を踏まえつつ、WSSD2020 年目標の達成に向けて、予防的取組方法に留意しつつ、国民の健康や環境を守るという視点に立って、また、労働者の健康、脆弱な集団の健康や、影響を受けやすい環境に対する悪影響を防止するとの SAICM の考え方を踏まえ、製造・使用から廃棄に至る化学物質のライフサイクル全体を通じたリスクの低減を図る。その際には、様々な対策手法を組み合わせるとともに、また、関係府省の連携・協力と情報共有を一層強化・推進し、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指す。

具体的には、以下により、我が国における **SAICM** の実施に取り組む。なお、以下は、**SAICM** 世界行動計画及び **ICCM** における「新規の課題」に係る議論等を踏まえつつ、我が国において国が重点的に取り組むべき事項について記述したものである。

## (1) 科学的なリスク評価の推進

科学的なリスク評価を効率的に推進するとともに、そのための新たな手法の開発・実用化に努める。具体的には以下のとおりである。

一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして人の健康に係る被害等を生ずるおそれがあるものかどうかについて優先的に評価を行う優先評価化学物質を指定する。また、**WSSD 2020年目標**の達成に向けて、国際的な動向を踏まえながら、**2020年**までに人又は生活環境動植物への著しいリスクがあると認められる優先評価化学物質を特定するためのリスク評価を行い、著しいリスクがあると判明した物質については、必要な規制措置を講じる。

農薬については、農薬取締法に基づきリスク評価を行う。環境への影響については、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を設定するとともに、モニタリング調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じてリスク管理措置を講じる。また、リスク評価に基づき、農薬使用者の安全を確保するための措置を講じる。

労働環境については、労働安全衛生法に基づく有害物ばく露作業報告制度等により労働者の健康障害に係るリスク評価を行う。リスク評価対象物質の選定については、他の制度等と連携したリスク評価の推進のための対象物質選定方法についての検討を行う。このリスク評価を適切に行うため、学識経験者から成る検討会を開催し、有害性及び労働者のばく露レベルから評価を行い、その結果、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、労働安全衛生法に基づく特別規則による規制を行う。

ものの燃焼や化学物質の環境中での分解等に伴い非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づくリスク評価ではカバーできない物質については、人の健康や環境への影響が懸念される物質群の絞り込みを行い、文献情報、モニタリング結果等を用いた初期的なリスク評価を実施する。

一般環境中における様々な化学物質の残留状況については、化学物質環境実態調査、有害大気汚染物質モニタリング調査、公共用水域及び地下水の水質測定、農薬残留対策総合調査等、引き続き必要な調査を実施し、その成果をリスク評価に活用していく。特に**POPs**については、**POPs**条約に基づく国内実施計画に沿って、化学物質環境実態調査の中のモニタリング調査において経年的な環境残留状況の監視に取り組む。化学物質の人へのばく露量のモニタリングについては、平成**14**年度から行ってきた血液中のダイオキシン類濃度のモニタリングを拡充し、平成**23**年度から、血液・尿中の**POPs**や重金属等のモニタリングを開始したところであり、今後継続的にモニタリングを行う。

リスク評価をより効率的に進めるための新たな手法としては、一般用途（工業用）の化学物質については、QSARやカテゴリーアプローチの活用に向けた具体的な検討を進める。また、化学物質の製造から使用・廃棄・処理までのライフサイクルの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法、海域におけるリスク評価手法、トキシコゲノミクス等の新たな手法の検討を行う。農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした定量的な評価に基づく新たなリスク管理が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進めるとともに、大気経由による人への健康影響に関するリスク評価・管理手法について検討を進める。

有害大気汚染物質のうち環境目標値（環境基準、指針値）が設定されていない優先取組物質については、引き続き科学的知見を充実させ、順次環境目標値の設定を行うとともに、環境目標値設定に当たっての定量評価手法の高度化を進める。また、水質環境基準及び指針値についても、科学的知見を充実させ、必要に応じて見直しを行う。

## (2) ライフサイクル全体のリスクの削減

リスク評価の結果に基づくリスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクを削減する。具体的には、関係法令・制度・施策間で有機的な連携を確保しつつ、また、様々な手法を適切に組み合わせながら、以下の施策を推進する。

化学物質の製造・輸入・使用については、国は、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づく規制を適切に行う。一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、2011年度（平成23年度）から導入された包括的な化学物質管理制度を円滑に運用するとともに、特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため流過程における適切な化学物質管理を行う。農薬については、前述のとおり、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を設定するとともに、モニタリング調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じてリスク管理措置を講じる。また、リスク評価に基づき、農薬使用者の安全を確保するための措置を講じる。さらに、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を使用する際には、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」、「住宅地等における農薬使用について」<sup>5</sup>とそれを具体化した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」<sup>6</sup>に基づき、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう、農薬使用に当たって必要な措置を講じるよう指導する。

労働現場での労働災害及び健康障害防止のために、労働安全衛生法に基づく化学物質のばく露等防止対策を適切に実施する。また、建築物解体時の労働者の石綿ばく露防止対策の推進及び石綿含有製品の輸入等禁止の徹底を図る。

家庭用品の製造・輸入・販売については、国は、地方公共団体と連携しつつ、家庭用品規制法に基づく規制等を適切に行う。また、事業者による適切な製品管理を推進しつつ、家庭用品による健康被害事例や化学物質のリスク情報等を勘案しながら、健康被害が生ずる蓋然性の高い物質については、家庭用品規制法において適切な措置を講じる。

<sup>5</sup> 平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号 農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知

<sup>6</sup> 平成22年5月環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室



化学物質の環境への排出については、国は、地方公共団体と連携しつつ、以下の施策を講じる。

- ・ 化学物質の環境への排出量及び廃棄物としての事業所外への移動量等の事業者からの届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等の実施により、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度を適切に運用し、事業者による自主的な管理の改善を促進する。
- ・ 大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策については、大気の汚染の状況を把握するための大気環境モニタリングの実施、排出実態の把握、排出抑制技術情報の収集等に努め、事業者による自主的な排出抑制対策を推進する。また、ベンゼン等の指定物質については、地域の状況を勘案し、必要に応じて、事業者に対し排出施設の状況等の報告を求め、指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告を行う。
- ・ 水質汚濁防止法に基づく排水規制及び地下水汚染対策等を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討する。その際、国は、指導事例やガイドライン等の情報提供等により地方公共団体への支援を行う。
- ・ 非意図的に生成されるダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法及び同法に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の下、対策を引き続き適切に推進する。
- ・ その他、化学製品が環境中で分解して生成する等の非意図的生成物質や、排出経路・ばく露経路等が明らかでない物質等については、前述の初期的なリスク評価の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じる。

化学物質又は化学物質を含む製品のリサイクル又は廃棄段階等については、国は、地方公共団体と連携しつつ、以下の施策を講じる。

- ・ 廃棄物処理法に基づき適正な処理を推進するとともに、有害性や環境中への残留性が懸念される物質について廃棄時のリスクの観点から検討を進め、必要に応じて特別管理廃棄物への指定を行う。
- ・ リスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合を確保し、必要に応じてそれらの見直しを検討する。また、排出者責任・拡大生産者責任（製品の製造者など製品の設計や市場への投入を決めた者が製品の使用後の段階でも適切な処理やリサイクルについて物理的又は財政的な一定の責任を負うという考え方）の徹底や、製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図る。
- ・ 輸入製品等に含まれる有害化学物質の実態を踏まえ、毒性、難分解性及び生物蓄積性並びに長距離移動性を有するとして、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質に指定された有機フッ素化合物や臭素系難燃剤等を含有する製品の適正な取扱や適正な廃棄物処理に向けた代替及び選別手法や適正処理方策等の必要な措置の検討を行う。
- ・ 過去に製造された有害化学物質や、汚染された土壌等については、PCB廃棄物特別措置法、土壌汚染対策法等により適正な処理等の対応を引き続き進める。
- ・ 有害物質を含む使用済み電気電子機器については、バーゼル条約の国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律を適切に運用するため、その輸出時における中古品判断基準の明確化や有害特性分析方法等について検討する。

化学物質に係る事故時・災害時等の対応に関しては、被害の未然防止の観点が重要であることを念頭に、国は、地方公共団体と連携しつつ、以下の施策を講じる。

- ・ 施設の故障、破損その他の事故が発生し、有害物質等が環境中に排出された場合には、緊急の必要があると認めるときは国が必要な指示を行うなど、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により、所要の措置を講じる。
- ・ 化学物質に起因する爆発や中毒等の労働災害が発生した場合には、事業者は労働基準監督署への報告が義務付けられている。国は、重大な災害については、災害調査を行い、その結果に基づき違反の是正や再発防止に係る指導を行うなど所要の措置を講ずる。
- ・ 化学物質の危険性、事故時の対処方法等についての情報提供、地方公共団体が対応した事事例等に関する情報の共有等の進め方について、地方公共団体と連携しつつ、検討する。

事業者による有害化学物質の使用・排出抑制やより安全な代替物質への転換等の取組を促進するため、その参考となる指針の策定、人と環境に優しく、持続可能な社会の実現に貢献する、いわゆるグリーン・サステイナブルケミストリー（GSC）の促進、代替製品・技術・GSCの促進に係る研究開発の推進、代替製品・技術に関する情報公開・提供による消費・投資行動の誘導、グリーン購入法に基づく国等の機関における環境物品の調達等の推進等の措置により環境整備を行う。

### (3) 未解明の問題への対応

予防的取組方法の考え方に立って、特に取組が必要な以下の問題をはじめとする未解明の問題に的確に対応する。とりわけ、国民の健康や環境を守るとの視点に立って、化学物質のばく露が子ども・妊婦等の脆弱な集団や感受性の高い集団の健康に与える影響に留意して取り組む。

化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響については、平成 22 年度から実施している 10 万人規模の追跡調査である「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」を引き続き実施し、平成 23 年 1 月から 3 年間で 10 万人の参加者（妊婦）を募集・登録し、生体試料を採取保存、分析するとともに、子どもが 13 歳になるまで質問票等による追跡調査を行う。また、厚生労働科学研究で、化学物質の子どもへの影響評価に関する研究を、環境研究総合推進費で子どもの健康に影響を与える環境要因の解明に係る研究をそれぞれ実施する。

化学物質の内分泌かく乱作用については、科学的に未解明な点が多く、引き続き、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 -EXTEND2010-」（平成 22 年 7 月、環境省）に基づく取組や、厚生労働科学研究（化学物質の子どもへの影響評価に関する研究）等による調査研究を進めるとともに、OECD による試験法の開発等に積極的に参加する。これらによる知見の集積を踏まえ、内分泌かく乱作用に関する評価手法を確立して必要な試験を行い、作用影響の評価を加速化して進める。

また、国内外で微量な化学物質による健康影響の懸念が指摘されていることから、国内外の知見を収集・整理するとともに、病態や原因の把握・解析等のための調査研究を進める。

このほか、環境研究総合推進費等で、予防的対応を念頭にリスク管理・評価手法の高度化を図るという観点から、化学物質等に対する感受性の違いを考慮したリスク管理等、新たな課題に関する調査・研究を進めていく。

複数の化学物質が同時に人や環境に作用する場合の複合影響や、化学物質が個体群、生態系又は生物多様性に与える影響について、国際的な動向を踏まえつつ、科学的知見の集積、機構の解明、評価方法の検討・開発等に取り組む。複合影響については、近年、欧州連合（EU）、米国環境保護庁（USEPA）、世界保健機関（WHO）等の諸外国・諸機関においても、今後の重要な課題として検討が始まっているところであり、我が国においても、課題の整理を行った上で、調査研究や評価方法の検討等の各種取組を積極的に進める。

近年急速に実用化・商用利用が進められているナノ材料については、情報通信の高度化・環境・省エネルギー等の幅広い分野で便益をもたらすことが期待されている一方で、人の健康や環境への影響が十分に解明されていない。このため、厚生労働省、経済産業省及び環境省では、平成19年度以降、通知の発出やガイドライン等の公表等を行っているところであり、今後もナノ材料の適切な管理に向けた検討・取組を進めていく。OECD等では、ナノ材料の評価や試験方法の開発等が進められており、我が国も、こうした国際的な取組に積極的に参加しつつ、ナノ材料のリスク評価手法の確立と評価の実施を進めるとともに、厚生労働科学研究（ナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する総合研究）、経済産業省委託事業（ナノ材料の安全性評価技術開発）等で最新の知見を収集し、リスク管理のための枠組みの整備を検討する。

#### (4)安全・安心の一層の増進

化学物質に係る安全を確保し、国民の安心へとつなげていくための基盤として、各種のモニタリング等を引き続き実施する。具体的には以下の取組を推進する。

- ・ 2.(1)で述べたとおり、各種の環境調査・モニタリング等を引き続き実施するとともに、化学物質の人へのばく露量のモニタリングを含め新たな手法の開発と導入を推進し、これらの結果を所要の施策に活用する。
- ・ 濃度予測モデル等の高度化、用途別排出係数の整備を進める。また、PRTR制度の対象化学物質の排出量等について、事業者による届出データの精度向上への支援や、国による届出外排出量の推計方法の精度改善に取り組むとともに、PRTR制度により得られるデータや各種のモニタリング結果等を用いて、化学物質の管理状況を継続的に検証・評価し、地方公共団体及び関係団体等との連携のもと、化学物質対策を推進していく。

国民、労働者、事業者、行政等の関係者が化学物質のリスクに係る理解を共有し、それぞれの役割を果たしながら信頼関係を高めていくため、リスクコミュニケーションを一層推進する。具体的には、以下の取組を推進する。

- ・ 化学物質に関する関係者間の相互理解を一層促進するため、化学物質のリスクやリス

コミュニケーションに関する情報を整備し、これを用いて、化学物質についてのわかりやすい資料の作成・提供、地方公共団体へのPRTRデータ等に関する最新の情報・ツール等の提供等を行うとともに、化学物質のリスク評価を含めた化学物質に関する人材育成及び環境教育を支援・推進する。また、化学物質アドバイザーの活用等による、地域におけるリスクコミュニケーションの促進を支援する。

- ・ 有害性情報の表示等消費者への情報提供を含め、サプライチェーンにおける化学物質含有情報の伝達のための枠組みの整備や中小企業への支援等に取り組む。
- ・ 厚生労働省ホームページに「職場のあんぜんサイト」を、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページに「GHS 関連情報サイト」をそれぞれ設置し、GHS モデルラベル・SDS 情報、国によるリスク評価等の情報を掲載しており、事業者の活用をさらに促進する。

製品中の化学物質については、以下の取組を推進する。

- ・ サプライチェーンにおける労働者保護、消費者保護、環境保全の観点を含めた統一的な危険有害性情報の伝達・提供等の進め方について、サプライチェーンのグローバル化や化学物質の危険有害性情報の促進等に関する国際動向への対応を考慮しつつ、検討する。
- ・ 家庭用品については、家庭用品の使用に伴い生じた重大製品事故のうち、特定の化学物質が原因であることが推定されたものの公表や、医療機関等から収集した家庭用品に係る健康被害情報等を活用し、パンフレット等による事故防止の指導や啓発に努める。また、毎年、都道府県、保健所設置市及び特別区において家庭用品の試買検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視、指導等を行っており、その結果について取りまとめ、引き続き情報提供を行う。
- ・ グリーン購入法に基づき、特定の化学物質の使用制限等の観点で基準が設定されている環境物品等について、引き続き調達の推進に努めていく。

## (5) 国際協力・国際協調の推進

SAICM に沿って、国内では、関係府省が連携しつつ、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組むとともに、国際的な SAICM の実施にも貢献する。

化学物質対策に関連する国際条約を遵守するとともに、条約に基づく国際的な活動に貢献する。POPs 条約に基づく国内実施計画（平成 24 年 8 月改定）に基づき、国際的な協調の下で、POPs 条約第 16 条に規定する有効性評価等、POPs 条約締約国に義務づけられた具体的な取組を推進していく。また、化学物質対策に関連する 3 条約（POPs 条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約）の連携強化に係る活動を推進する。水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、2013 年の水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に積極的に貢献するとともに、交渉の進展を踏まえつつ、国内担保のため、所要の措置を講じる。また、UNEP 世界水銀パートナーシッププログラム等を通じて、国際的な水銀対策の推進に貢献する。

OECD等の国際的な枠組みの下、評価手法の開発・国際調和、データの共有等を進める。

子どもの健康と環境に関する調査（エコチル調査）については、諸外国の類似調査（全米子ども調査等）やWHO等とともに、大規模出生コホート調査におけるデータの統合や解析を進めるため、健康影響やばく露測定等の調査項目の共通化・標準化を図る等、連携・協力を進める。

アジア地域においては、化学物質による環境汚染や健康被害の防止を図るため、SAICMの地域会合、モニタリングネットワークや政策ダイアログ、ODA等の様々な枠組みにより、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、技術支援等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進める。POPsについては、東アジア地域の環境中での存在状況の推移を正確に把握するとともに将来的な協力体制を構築していくため、2002年度から東アジアPOPsモニタリング・ワークショップを実施しており、今後も取組を進めていく。

## (6) 今後検討すべき課題

ICCM2においてSAICMの「新規の課題」として指摘されている製品中の化学物質（リスク削減については第3章2(2)、適切な製品表示を含めた情報伝達については第3章2(4)参照）、ナノ材料（第3章2(3)参照）、e-waste（電気電子機器廃棄物）及び塗料中の鉛については、様々な実施主体による取組を引き続き推進するとともに、ICCM3等における国際的な議論等を踏まえつつ、必要に応じて、更なる取組を検討する。

化学物質等による室内空気汚染対策（いわゆる「シックハウス問題」）については、2012年8月現在13物質について室内濃度指針値が定められているところ、生活環境における新規の代替物質等（殺虫剤を含む）による問題が懸念されていること等を踏まえ、室内空気汚染に係る実態調査等を実施し、その結果を踏まえて所要の検討を行う。

この他、農薬等が生態系へ与える影響、生活環境中で使用されるシロアリ駆除剤等いわゆる「バイオサイド」等について、今後検討すべき課題として指摘されている。

このような様々な課題については、その緊急性・社会的必要性を考慮しながら、様々な主体が参加し意見交換等を行う場である「化学物質と環境に関する政策対話」での議論等も踏まえ、優先度を付けながら検討し、実施可能なものから速やかに実施に移していく。

## 第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定

国内実施計画の実施状況については、2015年に開催予定の ICCM4 に先立って、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表する。

また、ICCM における SAICM の見直しや新規の課題に係る議論、国内の関連する計画の改定、その他環境の状況や社会経済の変化等に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において本国内実施計画を改定する。

国内実施計画の点検・改定に際しては、関係する各主体の意見を聴くとともにパブリックコメントを実施する。

## 付属資料

### 1. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画(平成24年8月改定) 目次

#### 第1章 はじめに

- 第1節 POPs 条約制定及び我が国の締結の経緯
- 第2節 我が国における POPs 問題の経緯
- 第3節 国内実施計画策定及び改定までの手続き

#### 第2章 我が国の状況

- 第1節 我が国の概要
  - 1. 人口統計等
  - 2. 政治構造
  - 3. 製造業及び農業部門
  - 4. 主な経済部門による産業雇用
- 第2節 POPs に係る施策の実施状況
  - 1. 製造、使用、輸入及び輸出の規制
  - 2. 非意図的生成物質対策
  - 3. 在庫・廃棄物対策
  - 4. 環境監視
- 第3節 POPs に係る現状と課題
  - 1. 一般環境の状況
  - 2. 講じた施策の有効性の評価と課題

#### 第3章 具体的な施策の展開－国内実施計画の戦略及び行動計画要素

- 第1節 基本的考え方
- 第2節 実施計画の効果的实施
  - 1. 実行体制と各主体の連携
  - 2. 国内の各種計画との連携
- 第3節 POPs の製造、使用、輸入及び輸出を防止することを目的とした規制のための措置
  - 1. 化審法による措置
  - 2. 農薬取締法による措置
  - 3. 薬事法による措置
  - 4. 外国為替及び外国貿易法による措置
- 第4節 非意図的生成物の排出削減のための行動計画
  - 1. ダイオキシン類
  - 2. ヘキサクロロベンゼン (HCB)
  - 3. ポリ塩化ビフェニル (PCB)
  - 4. ペンタクロロベンゼン (PeCB)
- 第5節 ポリ塩化ビフェニルの廃絶のための取組
  - 1. 使用の禁止
  - 2. 廃絶
- 第6節 在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに適正管理及び処理のための取組
  - 1. 埋設農薬
  - 2. 廃クロルデン類等
  - 3. ダイオキシン類に汚染された廃棄物
  - 4. ダイオキシン類を含有する農薬

- 5. PFOS 又はその塩を含有等する工業製品
- 6. プラスチック等の臭素系難燃剤
- 第7節 汚染された場所を特定するための戦略
  - 1. ダイオキシン類
  - 2. ポリ塩化ビフェニル (PCB)
  - 3. その他
- 第8節 POPs 条約附属書掲載物質以外の物質への対応
- 第9節 POPs の環境監視のための取組
- 第10節 国際的取組
  - 1. POPs 条約に基づく取組
  - 2. 関連する諸条約との連携
- 第11節 情報の提供
  - 1. 情報の整備
  - 2. 利害関係者との協議
  - 3. 広報活動
- 第12節 研究及び技術開発の促進
  - 1. 全体方針
  - 2. 個別の研究及び技術開発

#### 第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定

## 2. 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(平成24年8月改正) 目次

- 第1 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量
- 第2 削減目標量を達成するため事業者が講ずべき措置に関する事項
- 第3 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項
- 第4 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項



### 3. 我が国の化学物質管理のための法令等の仕組み並びに関連主体及びその活動

[化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール(平成15年10月)を元に作成]

#### 3. 1. 化学物質管理のための主な法令

##### ① 化学物質に関係する法律の概要

表1 化学物質に関係する法律 (成立順)

法令	所管省	規制対象領域	法律の目的
食品衛生法 1947年 法律第233号	厚生労働省	食品、添加物、器具・容器包装、おもちや、洗浄剤	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る。
農薬取締法 1948年 法律第82号	農林水産省 環境省	農薬	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与する。
消防法 1948年 法律第186号	総務省	危険物	消防法では、火災危険性を有する物質を危険性ごとにいくつかの区分に分類し、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う場合に規制等を行うことにより、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、もって安寧秩序を保持し、社会公共福祉の増進に資する。
肥料取締法 1950年 法律第127号	農林水産省	化学肥料等	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資する。
火薬類取締法 1950年 法律第149号	経済産業省	火薬類(火薬、爆薬及び火工品)	火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する。
建築基準法 1950年 法律第201号	国土交通省	居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質(クロルピリホス及びホルムアルデヒド)	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

法令	所管省	規制対象領域	法律の目的
毒物及び劇物取締法 1950年 法律第303号	厚生労働省	特定毒物、毒物、 劇物	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行う。
高圧ガス保安法 1951年 法律第204号	経済産業省	高圧ガス(圧縮ガス、 液化ガス等)	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保する。
水道法 1957年 法律第177号	厚生労働省	水道水	水道の布設及び管理を適切かつ合理ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する。
薬事法 1960年 法律第145号	厚生労働省 農林水産省	医薬品、医薬部外品、 化粧品、医療機器	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図る。
家庭用品品質表示法 1962年 法律第104号	内閣府、 経済産業省	一般消費者が通常生活の用に供 する繊維製品、合成樹脂加工品、電 気機械器具及び雑貨工業品のうち、 一般消費者がその購入に際し品質を 識別することが著しく困難なもの	家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護する。

法令	所管省	規制対象領域	法律の目的
大気汚染防止法 1968年 法律第97号	環境省	有害大気汚染物質等	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 1970年 法律第20号	厚生労働省	建築物	多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資する。
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 1970年 法律第136号	環境省（本法のうち、化学物質管理に対応するもの）	・有害液体物質等 ・船舶、海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質等及び廃棄物	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋の汚染及び海上災害を防止し、あわせて海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 1970年 法律第137号	環境省	廃棄物	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

法令	所管省	規制対象領域	法律の目的
水質汚濁防止法 1970年 法律第138号	環境省	排水水等	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 1970年 法律第139号	農林水産省 環境省	特定有害物質	農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資する。
労働安全衛生法 1972年 法律第57号	厚生労働省	職場に係る化学物質	労働基準法とあいまって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 1973年 法律第112号	厚生労働省	家庭用品に含有される物質	有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資すること。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 1973年 法律第117号	厚生労働省 経済産業省 環境省	化学物質 (ただし、農薬、肥料、食品、医薬品等として他の法令の対象とされるものを除く。)	人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 1992年 法律第108号	経済産業省 環境省	特定有害廃棄物等	バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資する。

法令	所管省	規制対象領域	法律の目的
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 1995年 法律第65号	警察庁 外務省 経済産業省	毒性物質、毒性物質の原料となる物質等	化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずる。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 1999年 法律第86号	経済産業省 環境省	化学物質（オゾン層破壊物質を含む）	環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。
ダイオキシン類対策特別措置法 1999年 法律第105号	環境省	ダイオキシン類	ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 2000年 法律第100号	環境省	—	国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

法令	所管省	規制対象領域	法律の目的
ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別 措置法 2001年 法律第65号	環境省	ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物	ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、 かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生じ るおそれがある物質であること並びに我が国 においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期に わたり処分されていない状況にあることにか んがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処 分等について必要な規制を行うとともに、ポリ 塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な 体制を速やかに整備することにより、その確実 かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の 保護及び生活環境の保全を図る。
土壌汚染対策法 2002年 法律第53号	環境省	特定有害物質	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握 に関する措置及びその汚染による人の健康に 係る被害の防止に関する措置を定めること等 により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国 民の健康を保護する。
食品安全基本法 2003年 法律第48号	内閣府	食品、添加物、農 薬、動物用医薬 品、器具・容器包 装、化学物質、有 害物質	この法律は、科学技術の発展、国際化の進展そ の他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に 適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品 の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並び に国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務 並びに消費者の役割を明らかにするとともに、 施策の策定に係る基本的な方針を定めること により、食品の安全性の確保に関する施策を総 合的に推進することを目的とする。

## 我が国の主な化学物質関係法体系

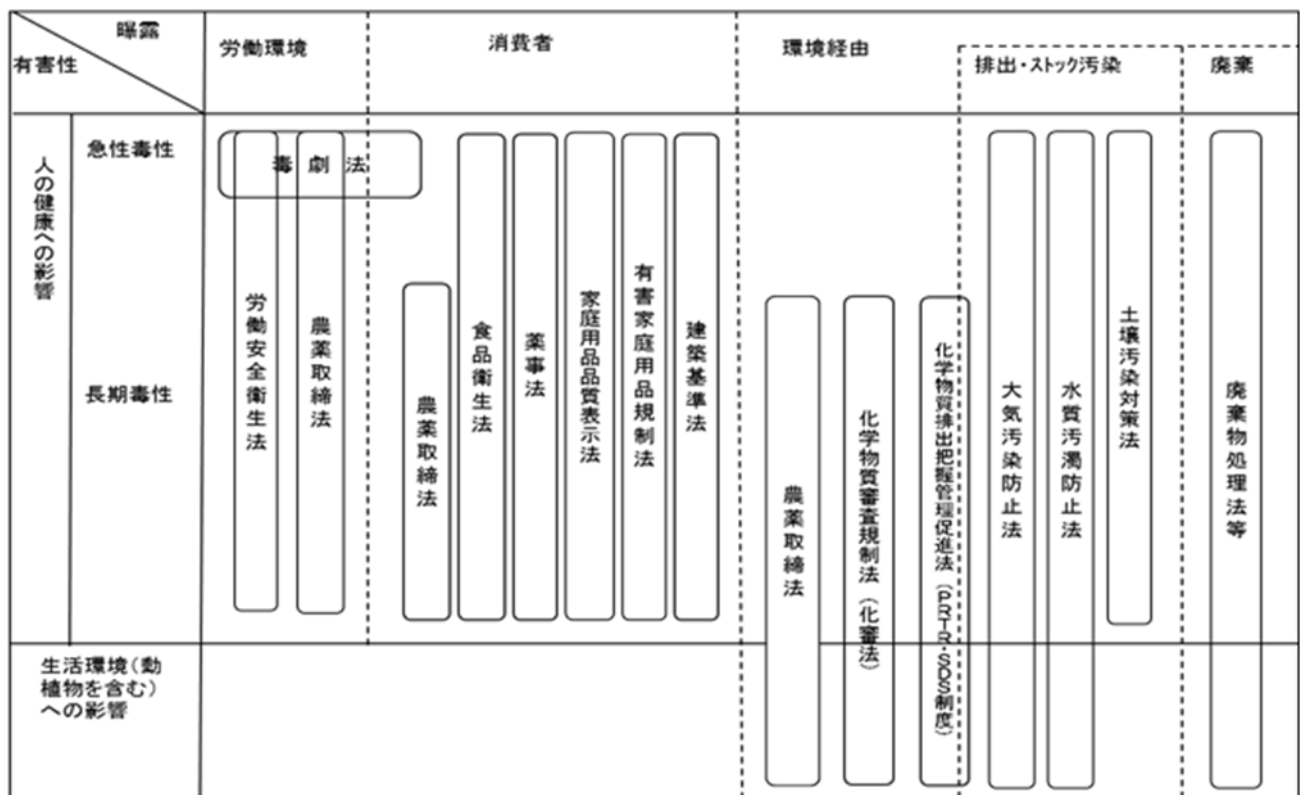


図2 我が国の主な化学物質関係法体系

### 3.2. 国際協定への対応

#### (a) PIC条約への対応

我が国は、1992年(平成4年)から外国為替及び外国貿易法及び輸出貿易管理令により有害化学物質の輸出を規制し、ロンドンガイドラインに基づく国際的な取組に参加してきた。国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)は、1998年(平成10年)9月11日に採択され、2004年(平成16年)2月に発効した。我が国は、2004年(平成16年)6月に締結し、同年9月に国内において効力が発生した。条約附属書に掲げる化学物質のほか、禁止され又は厳しく規制された化学物質(表2参照)を対象として条約上の義務を履行している。

表 2 禁止又は厳しく規制された化学物質

禁止又は 厳しく規制された化学物質	制限の程度	禁止又は厳しく規制された化学物質の詳細
化審法 第一種特定化学物質	SR	難分解、高蓄積、継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれあり。
安衛法 禁止物質	SR	労働者に重度の健康障害を生じるもの。
毒劇法 特定毒物	SR	強い急性毒性あり。
農取法 販売・使用禁止農薬	SR	人畜に被害を生ずるおそれあり。

注：「SR」は厳しく規制、を意味する。PIC条約のクライテリアに基づく。

### (b) POPs条約への対応

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）は、2001年（平成13年）5月に採択され、2004年（平成16年）5月に発効した。我が国は、2002年（平成14年）8月に締結し、条約発行前に国内の関連法令を整備した。条約第7条に基づき、各国は、発効後2年以内にこの条約の義務を履行するための国内実施計画を作成することとされている。我が国では、2003年（平成15年）1月に、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議」を設置し、関係省庁の連携の下、国内実施計画が作成され、同計画は2005年（平成17年）6月に地球環境保全に関する関係閣僚会議により了承された。POPs条約対象物質の製造、使用、輸入及び輸出については、化審法、農薬取締法、薬事法、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令において、禁止又は事実上禁止されている。

### (c) AFS条約への対応

2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約（AFS条約）に関しては、我が国では、これまでに各国に先駆けて有機スズ系化合物の規制の導入に加え、船底塗料への使用を自粛する自主的取組が実施されてきたことから、条約の策定に当たり主導的な役割を果たした。2003年（平成15年）7月に受諾書を寄託し、条約を受諾した。

### (d) バーゼル条約への対応

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約)は、1989年（平成元年）に採択され、1992年（平成4年）に発効した。我が国は同条約を実施するために特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)を制定した。その後の1993年（平成5年）に同条約への加入書を寄託し、同年に我が国について効力を生じた。